

日本政策金融公庫 中小企業事業の融資制度

1. 新企業育成貸付・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

◆◇ 新事業育成資金

融 資 対 象 新規性、成長性のある事業を始めておおむね5年以内の方
融 資 限 度 額 6億円
融 資 期 間 設備資金：20年以内（5年以内）
（うち据置期間） 運転資金：7年以内（2年以内）
問い合わせ先 日本政策金融公庫 中小企業事業
（静岡）TEL 054-254-3631 （浜松）TEL 053-453-1611

◆◇ 女性、若者／シニア起業家支援資金

融 資 対 象 女性または35歳未満か55歳以上の方であって、新たに事業を始める方または事業開始後おおむね7年以内の方
融 資 限 度 額 7億2,000万円（うち運転資金2億5,000万円）
融 資 期 間 設備資金：20年以内（2年以内）
（うち据置期間） 運転資金：7年以内（2年以内）
問い合わせ先 日本政策金融公庫 中小企業事業
（静岡）TEL 054-254-3631 （浜松）TEL 053-453-1611

◆◇ 再挑戦支援資金（再チャレンジ支援融資）

融 資 対 象 廃業歴等のある方など一定の要件に該当する方であって、新たに事業を始める方または事業開始後おおむね7年以内の方
融 資 限 度 額 7億2,000万円（うち運転資金2億5,000万円）
融 資 期 間 設備資金：20年以内（2年以内）
（うち据置期間） 運転資金：7年以内（2年以内）
問い合わせ先 日本政策金融公庫 中小企業事業
（静岡）TEL 054-254-3631 （浜松）TEL 053-453-1611

◆◇ 新事業活動促進資金

融 資 対 象 「経営革新計画」の認定を受けた方、「新連携計画」の認定を受けたプロジェクトに係る連携体を構成する方、経営多角化、事業転換などにより、第二創業または新たな取り組みなどを図る方など
融 資 限 度 額 7億2,000万円（うち運転資金2億5,000万円）
融 資 期 間 設備資金：20年以内（2年以内）
（うち据置期間） 運転資金：7年以内（2年以内）
問い合わせ先 日本政策金融公庫 中小企業事業
（静岡）TEL 054-254-3631 （浜松）TEL 053-453-1611

◆◇ 中小企業経営力強化資金

融 資 対 象 外部専門家の指導や助言、または「中小企業の会計に関する基本要領」などの適用により、経営力の強化を図る方
融 資 限 度 額 7億2,000万円（うち運転資金2億5,000万円）
融 資 期 間 設備資金：20年以内（2年以内）
（うち据置期間） 運転資金：7年以内（2年以内）
問い合わせ先 日本政策金融公庫 中小企業事業
（静岡）TEL 054-254-3631 （浜松）TEL 053-453-1611

2. 企業活力強化貸付

◆◆ 企業活力強化資金

融資対象	卸売業、小売業、飲食サービス業またはサービス業を営む方で、店舗の新築・増改築や機械設備の導入を行う方など
融資限度額	7億2,000万円(うち運転資金2億5,000万円)
融資期間 (うち据置期間)	設備資金：20年以内(2年以内) 運転資金：7年以内(2年以内)
問い合わせ先	日本政策金融公庫 中小企業事業 (静岡)TEL 054-254-3631 (浜松)TEL 053-453-1611

◆◆ IT活用促進資金

融資対象	情報化投資を行う方
融資限度額	7億2,000万円(うち運転資金2億5,000万円)
融資期間 (うち据置期間)	設備資金：20年以内(2年以内) 運転資金：7年以内(2年以内)
問い合わせ先	日本政策金融公庫 中小企業事業 (静岡) TEL 054-254-3631 (浜松) TEL 053-453-1611

◆◆ 海外展開・事業再編資金

融資対象	海外展開や海外展開事業の再編を行う方
融資限度額	別枠14億4,000万円(うち運転資金9億6,000万円)
融資期間 (うち据置期間)	設備資金：20年以内(原則2年以内) 運転資金：原則7年以内(原則2年以内)
問い合わせ先	日本政策金融公庫 中小企業事業 (静岡) TEL 054-254-3631 (浜松) TEL 053-453-1611

◆◆ 地域活性化・雇用促進資金

融資対象	雇用創出効果が見込める設備投資を行う方、地域への経済波及効果の高い事業活動に取り組む方など
融資限度額	7億2,000万円(うち運転資金2億5,000万円)
融資期間 (うち据置期間)	設備資金：20年以内(2年以内) 運転資金：7年以内(2年以内)
問い合わせ先	日本政策金融公庫 中小企業事業 (静岡) TEL 054-254-3631 (浜松) TEL 053-453-1611

◆◆ 事業承継・集約・活性化支援資金

融資対象	経済的または社会的に有用な事業や企業を承継・集約化する方など
融資限度額	7億2千万円
融資期間 (うち据置期間)	設備資金：20年以内(2年以内) 運転資金：原則7年以内(2年以内)
問い合わせ先	日本政策金融公庫 中小企業事業 (静岡) TEL 054-254-3631 (浜松) TEL 053-453-1611

◆◇ 観光産業等生産性向上資金

融 資 対 象 インバウンドの消費需要の取り込みを図る方
融 資 限 度 額 7億2,000万円（うち運転資金2億5,000万円）
融 資 期 間 設備資金：20年以内（2年以内）
（うち据置期間） 運転資金： 7年以内（2年以内）
問い合わせ先 日本政策金融公庫 中小企業事業
（静岡）TEL 054-254-3631 （浜松）TEL 053-453-1611

◆◇ 働き方改革推進支援資金

融 資 対 象 働き方改革の推進や多様な人材の活用促進に取り組む方など
融 資 限 度 額 7億2,000万円（うち運転資金2億5,000万円）
融 資 期 間 設備資金：20年以内（2年以内）
（うち据置期間） 運転資金： 7年以内（2年以内）
問い合わせ先 日本政策金融公庫 中小企業事業
（静岡）TEL 054-254-3631 （浜松）TEL 053-453-1611

3. 環境・エネルギー対策貸付・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

◆◇ 環境・エネルギー対策資金

融 資 対 象 非化石エネルギー設備や省エネルギー効果の高い設備を導入設置する方または環境対策の促進を図る方
融 資 限 度 額 7億2,000万円（うち運転資金2億5,000万円）
融 資 期 間 設備資金：20年以内（2年以内）
（うち据置期間） 運転資金： 7年以内（2年以内）
問い合わせ先 日本政策金融公庫 中小企業事業
（静岡）TEL 054-254-3631 （浜松）TEL 053-453-1611

◆◇ 社会環境対応施設整備資金

融 資 対 象 災害発生に備えて防災に資する施設等を整備する方
融 資 限 度 額 7億2,000万円（うち運転資金2億5,000万円）
融 資 期 間 設備資金：20年以内（2年以内）
（うち据置期間） 運転資金： 7年以内（2年以内）
問い合わせ先 日本政策金融公庫 中小企業事業
（静岡）TEL 054-254-3631 （浜松）TEL 053-453-1611

4. セーフティネット貸付・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

◆◇ 経営環境変化対応資金

融 資 対 象 売上が減少するなど業況が悪化している方
融 資 限 度 額 7億2,000万円
融 資 期 間 設備資金：15年以内（3年以内）
（うち据置期間） 運転資金： 8年以内（3年以内）
問い合わせ先 日本政策金融公庫 中小企業事業
（静岡）TEL 054-254-3631 （浜松）TEL 053-453-1611

◆◇ 金融環境変化対応資金

融 資 対 象 金融機関との取引状況の変化などにより、資金繰りに困難を来している方
融 資 限 度 額 別枠3億円
融 資 期 間 設備資金：15年以内（3年以内）
(うち据置期間) 運転資金： 8年以内（3年以内）
問い合わせ先 日本政策金融公庫 中小企業事業
(静岡) TEL 054-254-3631 (浜松) TEL 053-453-1611

◆◇ 取引企業倒産対応資金

融 資 対 象 取引企業などの倒産により経営に困難を来している方
融 資 限 度 額 別枠1億5,000万円
融 資 期 間 運転資金： 8年以内（3年以内）
(うち据置期間)
問い合わせ先 日本政策金融公庫 中小企業事業
(静岡) TEL 054-254-3631 (浜松) TEL 053-453-1611

5. 企業再生貸付・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

◆◇ 事業再生支援資金

融 資 対 象 <アーリーDIP> 民事再生法の規定による再生手続開始の申立て等を行った方
<レイターDIP> 民事再生法に基づく再生計画の認可決定等を受けた方
融 資 限 度 額 7億2,000万円（うち運転資金2億5,000万円）
融 資 期 間 <アーリーDIP> 1年（1年以内）
(うち据置期間) <レイターDIP> 設備資金：10年以内（2年以内）
運転資金： 5年以内（2年以内）
問い合わせ先 日本政策金融公庫 中小企業事業
(静岡) TEL 054-254-3631 (浜松) TEL 053-453-1611

◆◇ 企業再建資金

融 資 対 象 経営改善または経営再建等に取り組む方など
融 資 限 度 額 7億2,000万円
融 資 期 間 設備資金：20年以内（2年以内）
(うち据置期間) 運転資金：15年以内（一定の要件を満たす場合は20年以内）（2年以内）
問い合わせ先 日本政策金融公庫 中小企業事業
(静岡) TEL 054-254-3631 (浜松) TEL 053-453-1611

6. その他の融資制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

◆◇ 災害復旧貸付（平成30年北海道胆振東部地震を除く）

融 資 対 象 別に指定された災害により被害を被った中小企業の方
融 資 限 度 額 別枠1億5,000万円
融 資 期 間 設備資金：15年以内（2年以内）
(うち据置期間) 運転資金：10年以内（2年以内）
問い合わせ先 日本政策金融公庫 中小企業事業
(静岡) TEL 054-254-3631 (浜松) TEL 053-453-1611

◆◆ 災害復旧貸付（平成30年北海道胆振東部地震）

融資対象	平成30年北海道胆振東部地震により被害を受けた方
融資限度額	別枠1億5,000万円
融資期間 (うち据置期間)	設備資金：15年以内（5年以内） 運転資金：10年以内（5年以内）
問い合わせ先	日本政策金融公庫 中小企業事業 (静岡) TEL 054-254-3631 (浜松) TEL 053-453-1611

◆◆ 東日本大震災復興特別貸付

融資対象	東日本大震災により被害を受けた方
融資限度額	別枠7億2,000万円 別枠3億円
融資期間 (うち据置期間)	設備資金：20年以内（5年以内） 運転資金：15年以内（5年以内）
問い合わせ先	日本政策金融公庫 中小企業事業 (静岡) TEL 054-254-3631 (浜松) TEL 053-453-1611

◆◆ 平成28年熊本地震特別貸付

融資対象	平成28年熊本地震により被害を受けた方
融資限度額	別枠7億2,000万円 別枠3億円
融資期間 (うち据置期間)	設備資金：20年以内（5年以内） 運転資金：15年以内（5年以内）
問い合わせ先	日本政策金融公庫 中小企業事業 (静岡) TEL 054-254-3631 (浜松) TEL 053-453-1611

◆◆ 平成30年7月豪雨特別貸付

融資対象	平成30年7月豪雨により被害を受けた方
融資限度額	別枠7億2,000万円 別枠3億円
融資期間 (うち据置期間)	設備資金：20年以内（5年以内） 運転資金：15年以内（5年以内）
問い合わせ先	日本政策金融公庫 中小企業事業 (静岡) TEL 054-254-3631 (浜松) TEL 053-453-1611

◆◆ 令和元年台風第19号等特別貸付

融資対象	令和元年台風第19号、第20号または第21号により被害を受けた方
融資限度額	別枠7億2,000万円 別枠3億円
融資期間 (うち据置期間)	設備資金：20年以内（5年以内） 運転資金：15年以内（5年以内）
問い合わせ先	日本政策金融公庫 中小企業事業 (静岡) TEL 054-254-3631 (浜松) TEL 053-453-1611

◆◆ 挑戦支援資本強化特例制度（資本性ローン）

融資対象	直接貸付において、新企業育成貸付、企業活力強化貸付（一部の制度を除く。）または企業再生貸付（一部の制度を除く。）を利用されるかたで、地域経済の活性化のために、一定の雇用効果（新たな雇用または雇用の維持）が認められる事業、地域社会にとって不可欠な事業、技術力の高い事業などに取り組む方。
融資限度額	3億円
融資期間	15年・10年・7年・5年1ヵ月（期限一括償還）
問い合わせ先	日本政策金融公庫 中小企業事業 （静岡）TEL 054-254-3631 （浜松）TEL 053-453-1611

◆◆ 公庫融資借換特例制度

融資対象	セーフティネット貸付制度の経営環境変化対応資金及び金融環境変化対応資金、東日本大震災復興特別貸付、平成28年熊本地震特別貸付、令和元年台風第19号等特別貸付、企業再生貸付制度の企業再建資金（シンジケートローン特例除く）又は企業活力強化貸付制度の事業承継・集約・活性化支援資金による貸付けを受ける方
融資限度額	適用した特別貸付制度の貸付限度額
融資期間 （うち据置期間）	8年以内（1ヵ月以内）又は15年以内（一定の要件を満たす場合は20年以内）（1ヵ月以内）
問い合わせ先	日本政策金融公庫 中小企業事業 （静岡）TEL 054-254-3631 （浜松）TEL 053-453-1611

◆◆ シンジケートローン特例

融資対象	企業再建資金（企業再生貸付）の要件を満たし、かつ、一定の要件に該当する方
融資限度額	別枠7億2,000万円
融資期間	シンジケートローンに参加する金融機関が合意した期間。ただし、設備資金は30年以内、運転資金は20年以内に限る。
問い合わせ先	日本政策金融公庫 中小企業事業 （静岡）TEL 054-254-3631 （浜松）TEL 053-453-1611

◆◆ 設備資金貸付利率特例制度

融資対象	岩手県、宮城県又は福島県において雇用の維持又は拡大が見込まれる設備投資を行う方
融資限度額	適用した特別貸付制度の貸付限度額
融資期間	適用した特別貸付制度のご返済期間以内
問い合わせ先	日本政策金融公庫 中小企業事業 （静岡）TEL 054-254-3631 （浜松）TEL 053-453-1611

◆◆ 5年経過ごと金利見直し制度

融資対象	最終期限までご契約時に定められた固定金利を適用する方法、ご契約時から5年経過ごとに金利を見直す方法のいずれかを、お客様は選択できます。
問い合わせ先	日本政策金融公庫 中小企業事業 （静岡）TEL 054-254-3631 （浜松）TEL 053-453-1611

7. 中小企業の海外現地法人等の現地流通通貨建て資金調達支援・・・・・・・・

◆◆ スタンドバイ・クレジット制度

融資対象	所定の法律に基づく計画の承認又は認定を受けた方
融資限度額	1法人あたり4億5,000万円
融資期間	1年以上6年以内
問い合わせ先	日本政策金融公庫 中小企業事業 （静岡）TEL 054-254-3631 （浜松）TEL 053-453-1611